

公安委員会	次期通常国会提出予定法律案	令和元年11月28日
説明資料No. 1	件名・要旨について	長官官房
<p>1 趣旨</p> <p>次期通常国会に提出が予定される法律案に関する内閣官房からの照会に対し、下記の事項を回答するもの。</p> <p>2 概要</p> <p>○ 道路交通法の一部を改正する法律案</p> <p>最近における道路交通をめぐる情勢に鑑み、一定の要件に該当する高齢運転者に対する運転技能検査制度（仮称）及び申請により運転免許に条件を付することができる制度の導入を行うとともに、第二種運転免許等の受験資格の見直し、他の車両等の通行を妨害する目的で一定の違反行為をした者に対する罰則の創設等を行う。</p> <p>※ 閣議決定希望時期は3月上旬</p> <p>3 今後の予定</p> <p>「内閣提出予定法律案等件名・要旨調」として内閣官房より公表予定。</p>		

公安委員会 説明資料No. 2	「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則等の一部を改正する規則案」について	令和元年11月28日 長 官 官 房
<p><b>1 趣旨</b></p> <p>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「旧オンライン化法」という。）が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル行政推進法」という。）に改正されること等に伴い、国家公安委員会規則の改正を行うもの。</p> <p><b>2 規則案の概要</b></p> <p>(1) 行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則の改正</p> <p>デジタル行政推進法に基づき政府が新たに作成する「情報システム整備計画」においてオンライン手続が網羅的に明らかになることを踏まえ、これまで国家公安委員会又は警察庁長官に係るオンライン手続を列挙していた関係規定を削除するなどの所要の改正を行うこととする。</p> <p>なお、地方公共団体等の行うオンライン化については、引き続きそれぞれの判断に委ねられている。</p> <p>(2) 犯罪捜査規範、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則及び古物営業法施行規則の改正</p> <p>旧法の改正に伴い、所要の改正を行うこととする。</p> <p><b>3 意見公募手続の実施結果</b></p> <p>令和元年10月15日（火）から同年11月13日（水）までの間、上記一部改正規則案について意見公募手続を実施した結果、5件の御意見が寄せられた。</p>		